#### <診断基準>

<HTLV-1 関連脊髄症(HAM)の診断ガイドライン>

### 主要項目(診断基準)

下記の1~3を全て満たすものをHAMと診断する。

- 1. 膀胱直腸障害を伴う両下肢の痙性麻痺
- 2. 抗 HTLV-1 抗体が血清および髄液で陽性
- 3. 他の脊髄疾患を除外できる

(遺伝性痙性脊髄麻痺、他の脊髄炎、圧迫性脊髄障害、脊髄腫瘍、多発性硬化症、視神経脊髄炎、亜急性連合性脊髄変性症、脊髄小脳変性症、スモンなど)

### 診断の参考となる事項

- ・通常、緩徐進行性の経過をとる。
- ・感覚障害は軽度で、しびれ感や痛みなど自覚的な症状が主体となる。
- 膀胱直腸障害が初発症状のこともある。
- 下半身の発汗障害、インポテンツなどの自律神経障害をしばしば伴う。
- ・神経症状・徴候は対称性で、左右差はあっても軽度にとどまる。
- ・上肢の障害は通常見られないか軽微にとどまるが、しばしば深部腱反射は亢進し、病的反射が陽性である。

## <重症度分類>

Osame の運動機能障害重症度で Grade5 以上を対象とする。

運動機能障害の重症度(Osame Grade)			
Grade	Disability		
0	歩行・走行ともに異常を認めない		
1	走るスピードが遅い		
2	歩行異常(つまずき・膝のこわばり)		
3	かけ足不能		
4	階段昇降に手すり必要		
5	片手によるつたい歩き		
6	片手によるつたい歩き不能・両手なら10m以上可		
7	両手によるつたい歩き5m以上,10m以内可		
8	両手によるつたい歩き5m以内可		
9	両手によるつたい歩き不能,四つんばい移動可		
10	四つんばい移動不能,いざり等移動可		
11	自力では移動不能,寝返り可		
12	寝返り不能		
13	足の指も動かせない		

## 機能的評価:Barthel Index

# 85 点以下を対象とする。

		質問内容	点数
1	食事	自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える	10
		部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)	5
		全介助	0
2	車椅子	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)	15
	からベッ	軽度の部分介助または監視を要する	10
	ドへの	座ることは可能であるがほぼ全介助	5
	移動	全介助または不可能	0
	整容	自立(洗面、整髪、歯磨き、ひげ剃り)	5
3		部分介助または不可能	0
	トイレ動 作	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合はそ	10
		の洗浄も含む)	10
4		部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	5
		全介助または不可能	0
F	入浴	自立	5
5		部分介助または不可能	0
	歩行	45m以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わず	15
6		45m以上の介助歩行、歩行器の使用を含む	10
6		歩行不能の場合、車椅子にて 45m以上の操作可能	5
		上記以外	0
	階段昇降	自立、手すりなどの使用の有無は問わない	10
7		介助または監視を要する	5
		不能	0
	着替え	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む	10
8		部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える	5
		上記以外	0
	排便コ	失禁なし、浣腸、坐薬の取り扱いも可能	10
9	ントロー	ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む	5
	ル	上記以外	0
10	排尿コ	失禁なし、収尿器の取り扱いも可能	10
	ントロー	ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む	5
	ル	上記以外	0

### ※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近 6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。